

# 千葉県空家を除却した土地に係る固定資産税等の減免に関する条例 (案)

令和8年 月 日

千葉県条例第〇号

## (目的)

第1条 この条例は、空家を除却した土地について、地方税法（昭和25年法律第226号）第367条及び第702条の8第7項の規定に基づき、固定資産税等を減免することにより、空家の除却を促進し、もって市民の安全かつ安心な居住環境の形成を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第1項に規定する空家等に該当する建築物のうち、人の居住その他の使用がなされていないことが1年以上の状態のものをいう。
- (2) 固定資産税等 固定資産税及び都市計画税をいう。
- (3) 空家跡地 除却した空家の敷地に供されていた土地
- (4) 空家除却日 空家が全て除却された日をいう。
- (5) 住宅用地特例 地方税法第349条の3の2及び第702条の3に規定する住宅用地に係る固定資産税等の課税標準の特例をいう。

## (減免の対象)

第3条 市長は、空家を除却したことにより住宅用地特例の適用を受けないこととなった空家跡地または住宅用地特例の適用に変更が生じた空家跡地に係る固定資産税等を減免することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、減免の対象としないものとする。

- (1) 空家除却日の属する年の翌年の1月1日における空家跡地の所有者が法人である場合。（当該空家除却日が1月1日である場合には、空家除却日の空家跡地の所有者が法人である場合。）
- (2) 空家跡地を営利目的で使用している場合
- (3) 空家除却日の空家跡地の所有者と、空家除却日の属する年の翌年

- の1月1日における空家跡地の所有者が異なる場合（当該空家除却日が1月1日である場合には、空家除却日に空家跡地の所有者に変更があった場合）（相続により納税義務者が異なる場合を除く。）
- (4) 空家法第13条第2項に基づく勧告を受けた管理不全空家等及び第22条第2項に基づく勧告を受けた特定空家等の場合
  - (5) 空家が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である場合
  - (6) その他市長が減免することが適当でないとした場合

（減免の期間）

第4条 減免の期間は、空家除却日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度とする。（当該空家除却日が1月1日である場合には、空家除却日を賦課期日とする年度とする。）

（減免の額）

第5条 第3条第1項の規定による減免の額は、空家跡地に係る固定資産税等の額と当該空家跡地に従前の空家があるものとみなして算出した空家跡地に係る固定資産税等の額との差額に相当する額とする。

2 第3条第1項に規定する減免は、次条の申請をした日以後に納期限が到来する納期において納付する当該年度の税額について適用するものとする。

（減免の申請）

第6条 第3条第1項の規定により減免を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（減免の取消し）

第7条 詐偽その他不正の行為により減免を受けたことを発見した場合には、減免した税額を直ちに賦課徴収する。

（規則への委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

- 1 この条例は、令和8年 月 日から施行する。
- 2 この条例による第3条第1項の減免の規定は、この条例の施行の日

以後に除却した空家について適用し、同日前に除却した空家については、なお従前の例による。

- 3 この条例は、令和13年1月1日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に除却された空家については、なお従前の例による。